

糸保第179号
令和4年7月14日

認可保育施設・認可外保育施設に
お子様を通わせている保護者様

糸満市長 當銘 真栄



教育・保育施設における一律の登園自粛要請の終了について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響から令和4年3月24日付糸保第459号「教育・保育施設における特別保育の終了と登園自粛の要請について」文書にて、世帯に対して一律に教育・保育施設への登園自粛の要請を行い、自粛の際は保育料減免や、認可外保育施設においては減免にかかる費用を補助しております。

また、現在は主流であるオミクロン株の特徴を踏まえ、陽性者と接触があった園児についてもPCR検査の受検と結果判明まで、または一定期間の登園自粛を個別で要請しております。

糸満市では、新型コロナウイルスが発生した当初と情勢が変化していることから、本来通常開所すべき教育・保育施設での登園自粛要請のあり方を再検討した結果、令和4年7月31日をもって一律の登園自粛要請を終了いたします。令和4年8月1日（月）から保育料の減免は、「1. 保育料の減免等について」の通りとし、登園自粛要請がされていない園児が休んだ場合の保育料は、減免の対象や認可外保育施設における補助の対象とはなりませんのでお知らせいたします。

1. 保育料の減免等について

やむを得ない事由（陽性者の発生による臨時休園やクラス閉鎖、陽性者の接触者と判定されPCR検査の結果判明まで、または一定期間の登園自粛を要請された場合）により、登園できなかった日について日割りで保育料を減免いたします。また認可外保育施設においては、同様の場合の園児の保育料を減免した費用について補助を行います。

減免は、園からの報告により行いますが、保護者に対して聞き取りを行う場合もありますので、その際にご協力ください。認可外保育施設に対する補助については、施設と市の間で行います。

なお、陽性者の接触者については、家庭等での接触も含み、教育・保育施設にその旨報告し、保健所に指示された期間登園自粛した場合も対象となります。（教育・保育施設以外での接触は、世帯からの報告がないと接触の把握ができません。

2. 保育の必要性が「求職活動」の方について

求職活動は通常通り行ってください。求職活動の期間を過ぎても就労できない場合は退園となりますのでご注意ください。ただし「1. 保育料の減免等について」に記載しているやむを得ない事由により登園できなかった場合は、登園できなかった日数分は期限の延長を考慮いたしますのでご相談ください。

3. 育児休業からの復職について

市が定めた期限までに復職が必要となります。期限までに復職をしていただき、復職した旨記載されている就労証明書を提出してください。ただし「1. 保育料の減免等について」に記載しているやむを得ない事由により登園できなかった場合は、登園できなかった日数分は期限の延長を考慮いたしますのでご相談ください。

お問い合わせ先

糸満市役所 保育こども園課

保育こども園係

TEL : 098-840-8131

休んだ時に保育料が減免となる場合・ならない場合

保育料が減免となる場合

①園で陽性者が発生し、臨時休園（または自分の子どものクラス閉鎖）となり、登園できなかった場合。

→その期間保育料減免対象となります。

②園で陽性者が発生し、自分の子どもが接触者と判定され、PCR 検査の陰性判明または、一定期間の待機を求められ登園できなかった場合。

→接触判定 1 回につき 5 日間まで保育料減免対象となります。

③園外で（例えば家庭）などの感染ルートにより、自分の子どもが陽性者の濃厚接触者となった。保健所に指示された期間登園を控えた場合。

※ただし、休む際は必ず園にその事を伝えてください。）

→濃厚接触判定 1 回につき 7 日間まで保育料減免対象となります。

保育料が減免とならない場合

上記の減免に該当しない場合。

【例】

①新型コロナウイルスが不安だから休ませた。

②園で隣のクラスに陽性者が発生した。自分の子どものクラスは閉鎖となっていないが様子を見るため休ませた。

③園外で（例えば家庭）などの感染ルートにより、自分の子どもが陽性者の濃厚接触者となった。保健所に指示された期間登園を控えたが、それを園に伝えていなかった。

④私用により休ませた。

⑤上の子が接触者となり登園できなかった。下の子については特に接触者ではないが下の子も休ませた。